

# アメリカ「帝国」とアジアの秩序形成、1945～1965年—「コラボレーター」概念の適用可能性—

菅 英輝 (西南女学院大学)

「ユーラシア地域大国の比較研究」第4班 「比較帝国論の具体的展開」第二セッション「帝国とコラボレーター」(於西南女学院大学マロリーホール3F 短大会議室、2010/9/27)

## はじめに

- ・「コラボレーター」と「帝国」をめぐる議論
  - ① 「コラボレーター」の定義—「帝国」の価値を受容し、帝国秩序の維持に協力する現地エリート。
  - ② アメリカ『帝国』＝「非公式帝国」—形式的主権や独立を認めたいうえで、相手国の外交・防衛を実質的にコントロールする（帝国支配のメカニズムとしての「コラボレーター」の存在）
- ・支配の形態—直接的支配か間接的支配か
  - (1) 直接的支配—軍事力に依存する度合いが高い、強権的
  - (2) 間接的支配—経済力、イデオロギー、文化力に依存する度合いが高い、合意形成を重視（条約や協定の締結）
- ・帝国に対する被支配地域の対応は多様である。抵抗/協力/適応（スティーブン・ハウ）。冷戦期にはアメリカ中心の秩序（ルール・規範）と冷戦の論理に従うか否かが判断基準となる
- ・「メトロポールの統治者」たちの価値やルールを受容しているか否かは「コラボレーター」としての必要条件ではない。

ダレス「(彼らの)『国内政策の手法をいつも好むわけではない』。だが、彼らが安定を提供する限り・・・『彼らの問題に介入する』根拠はない」(1956年)
- ・「コラボレーター」の存在は、「帝国」支配の安定化要因となる。逆に不在であれば、支配する側は強権的統治に訴えることになり、秩序は不安定化する。
- ・政権を担う現地エリートが傀儡だというイメージが広がれば、政権の正統性は低下し、政治は不安定化する。支配のコストも高くなる。
- ・アメリカ「帝国」と現地政府エリートとの関係は、双方の関係を規定する諸条件によって多様である（被支配国の主体性とアメリカ「帝国」の限界）。

## 1. 戦後東アジア秩序の形成と蒋介石政権—挫折の事例

- (1) 「中国大国化」構想と国共調停（「連合政権」構想）の挫折
- ・アメリカの東アジア秩序構想—親米政権の樹立、すなわち現地エリートを「コラボレーター」として育成し支援することによって、「リベラル」な秩序を構築

する。

- ・ だが、東アジアでは、多くの場合、リベラルな秩序の担い手になる有力な政治勢力を見出すことは困難→アメリカが目指す「リベラル」な秩序はしばしば、非リベラルな要素を内包するものとなった。
- ・ アメリカの対中国政策もそのような特徴をもっていた。
- ・ FDR政権の「中国大国化」構想—ヤルタ秩序（米・英・中・ソ「警察官」構想）
- ・ 「強力で安定した統一された中国」の実現：パトリック・ハーレー特使による国共調停（徹底した蒋介石政権支持、蒋政権に有利な条件での連合政府の樹立）

(2) トルーマン政権による「強力で統一された民主的中国」の実現

・ 45年12月16日のトルーマン演説—「中国における唯一の合法政府」は「現在の国民政府」

- ・ 中ソ交渉の開始（45年6月30日～）とアメリカの「門戸開放」政策（リベラル秩序の形成）
- ・ 45年末には内戦が公然化：国共調停の行き詰まり→11月26日ハーレーの特使、突然の辞任→ジョージ・マーシャル特使の派遣
- ・ マーシャル特使派遣への訓令書

①「連合政府」構想：国民党政府と中国共産党双方の極右勢力と極左勢力の排除による、「リベラルな中道勢力」の育成。

②蒋介石政権の非妥協的態度が原因で調停が失敗した場合でも、蒋介石を支持することを確認：親米政権の維持＞民主化や腐敗の除去

・ トルーマン政権の対ソ認識と中国—ソ連は中共を介してその影響力を中国に拡大してくるとの見方が有力。それゆえ、蒋介石政権への支持は、ソ連の影響力拡大を阻止するため、あるいは中国分割を阻止するためにも必要との立場。

- ・ マーシャルのディレンマ：親米政権の維持→蒋介石政権の対応＝軍事力による国共対立の解決＞蒋介石政権の民主化
- ・ 国共調停の挫折：47年1月3日、マーシャルの本国帰還
- ・ 蒋介石を「コラボレーター」として育成することに失敗

## 2. ヤルタ秩序の再編と吉田親米政権の樹立と支援—交渉にもとづく支配の事例

(1) 単独占領と間接占領方式—日本の現存統治機構を利用して、占領の協力者（「コラボレーター」）の協力を得る。

(2) アメリカの占領改革：「帝国」のリベラルな価値の強制的導入

(3) 戦後体制の構築（東京裁判における天皇の免責、象徴天皇制、憲法9条、

安保・講和体制) —この仕組みを作り上げることで、「コラボレーター」を介して、アメリカ主導の冷戦のルールを日本に守らせることに成功。

(4) 1948年10月9日、NSC13/2の採択—対日占領政策の転換

- ① 対日占領政策の転換—ヤルタ秩序の再編という意味合いを持つ
- ② 親米政権の育成と維持
- ③ アジアにおける対ソ封じ込め政策の要石としての日本
- ④ 日本の経済復興の促進と各種制限の緩和、公職追放の解除、
- ⑤ 警察力の強化、琉球諸島に対する米国の戦略的支配 (NSC13/3)

(5) 親米政権の維持には二つの障害を克服する必要があった

- ①日本の復興をどう実現するか→(中国市場に代わる) 東南アジアの重要性の高まり→日本と東南アジアとの地域統合へ
- ②日本の安全保障の確保→日米安保条約の締結

(6) ワシントンの冷戦の論理とルールの枠内(講和・安保体制)で行動する政治指導者(「コラボレーター」)として、吉田茂に白羽の矢が立った。

- ① 日米安保条約と日米行政協定に見る不平等性—いずれも国民の知らないところで交渉された。“give and give”の行政協定(西村熊雄)。行政協定は国会で審議もされなかった。
- ② ジョン・アリソン駐日米大使の吉田評価—「吉田がアメリカの傀儡でないといふ人が信ずるにつれて、ある程度まで彼は強くなる」「われわれが欲しいのは同盟国であって、衛星国ではない」(1953年12月31日)

### 3. 韓国のナショナリズムと冷戦の論理—強権的な支配の事例

(1) 冷戦の論理：対ソ封じ込めに奉仕する親米政権の育成と維持 vs 反植民地主義感情(反日感情)

(2) 李承晩大統領—従順な「コラボレーター」ではなく、アメリカの韓国に対する支配はしばしば強制をともなった。

(3) アメリカの対韓支配の手段

①在韓米軍、在韓米軍事顧問団(KMAG)、韓国軍の訓練と軍事援助

・1949年6月30日 在韓米軍の撤退完了→韓国の安全をどう確保するか。韓国の西欧志向をどう確保するか。

・NSC8/2(1949年3月22日)—韓国軍の訓練、装備の提供によってそれは可能：韓国軍6万5千人の創設、500名のKMAGの設置による韓国軍の訓練、軍事援助

・1950年6月 朝鮮戦争の勃発→在韓米軍の復帰

②1953年10月1日 米韓相互防衛条約の締結：李の「北進統一」論の封じ込め(第4条)、休戦協定に反対する李から協力を取り付けるための代償、対

韓防衛に対する米国のコミットメントによる韓国支配の強化

### ③経済援助と韓国内政の統制

・1948年12月 米韓経済援助協定—韓国の主権を大幅に制限する内容を含む（第3条：アメリカの援助ドルだけでなく、韓国保有ドルもアメリカの援助機関の監督下に置く。第4条：韓国の為替政策、貿易政策、経済復興計画は米国援助代表との協議と同意を義務付ける）

・1949年末 韓国経済は危機的状況（財政赤字の拡大、インフレと失業率の悪化、ドルの闇市の横行）

・1952年4月 マイヤー（Clarence Meyer）使節団のソウル派遣→5月24日 経済協定の締結：合同経済委員会の広範な権限を盛り込む（アメリカの援助ドルの使途についての拒否権、韓国政府保有ドルに対する米国の発言力の確保）

・1953年4月 タスカ（Henry Tasca）使節団のソウル派遣→6月 タスカ報告（韓国軍の強化のための援助、援助の執行は国連軍司令官の下に置かれる経済調整官が行う）

・復興援助の実施をめぐる激しい対立：域外調達に日本を含めるべきだとする米側とそれに反対する韓国側

1953年9月 韓国政府は対日調達を拒否する声明を発表。ダレスはこれを厳しく批判。

政府機関による購買方式を主張する韓国に米側は反対→民間商業購買、韓国政府による購買、米国援助局による購買の3方式を採用、そのいずれの方式をとるかは、韓国政府と経済調整官が共同で決定することで妥結（53年12月、白斗鎮・ウッド協定）。米側は韓国保有外貨の使途に対する統制権を要求したが、韓国側の強い反対に遭い、韓国側の自由裁量となった。

（4）1954年7月27日～30日 李承晩訪米

① 休戦協定の遵守と単独軍事行動の放棄 v s 「巻き返し」の主張

② 日韓正常化の再開 v s 反日政策

③ 復興援助での対日調達の義務付け v s 調達における日本の排除

ワシントンでは協議がまとまらず、ソウルに場所を移して交渉。②については米側が譲歩、③では米側は譲歩せず。

（5）李排除秘密計画の大統領による承認—冷戦のルールに従わない指導者や政権は認めないというアメリカの強烈な意志を確認できる。

・ブリッグス駐韓米大使のダレス宛書簡（1953年6月5日）

「李は一線が引かれたことを明白に理解している。また、協力をしなければ、アメリカから軍事的、経済的その他の支援を得られないこともよく理解している。もし彼が協力（collaborate）すれば、アメリカ国民が喜んで支援の手を差

しのべることを明白に理解している」

・首脳会談（54年7月）は、李大統領が従順な「コラボレーター」ではないことを示した。

①ブリッグス大使は、李承晩排除計画を念頭においた工作の実行を要請→本国政府による要請の却下。

②ハル国連軍司令官による緊急行動計画案（援助の部分的停止、援助の全面停止、李承晩に代わる反対勢力との接触と代替勢力の可能性の追求、在韓国連軍の撤退、軍事顧問団の引き上げ）→JCSによる検討中の11月17日、韓国政府による合意議事録の受諾表明→ハル案の検討を中止。この間、アメリカは援助の供与を最小限に抑えて圧力を加え続けたため、韓国政府は追加予算案の審議中断を余儀なくされた。→米側案の無条件受諾。

（6）李は従順な「コラボレーター」ではなかった。アメリカによる強制的支配の様相。

ダレス「貴下は余りにも身勝手すぎる。」「貴下が韓国の大統領として居残りえたのは誰のお陰か篤と承知していただきたい」

李「ただ今の貴下の非礼きわまる暴言は忍び難い」（退席）

（54年7月27日～ アイゼンハワー・李首脳会談）

#### 4. フランスのインドシナ戦争とアメリカ「帝国」の深層心理—フランスの植民地主義支配からアメリカの「非公式帝国」への編入

（1）「封じ込めの不可欠の一部」としてのインドシナ

・1949年3月 PPS 51—東南アジア政策の包括的再検討をまとめた報告書。東南アジアは「クレムリンによる明らかに指揮され、統合された攻撃の目標となった」。また、同地域は日本からインド半島にまたがる「封じ込めラインの不可分な一部」を構成する。

・中国革命の衝撃と日本への影響を憂慮。日本を西側陣営につなぎとめ、「東アジアの共産主義体制との連携」に向かわないようにするためには、東南アジアの原材料と市場は日本にとって不可欠。また、東南アジアは、ヨーロッパ植民地宗主国の経済的・政治的不安定の解決策としても重要（ドル・ギャップ問題）。

・49年12月 アチソン→オリバー・フランクス英大使：インドネシア、フィリピンにくわえて、インドシナにも責任を持つ考えである。一方、ビルマとマレーシアはイギリスの責任範囲。

・1950年2月 NSC 64「これ以上の東南アジアにおける膨張を防ぐために実行可能なあらゆる手段を講ずることが合衆国の安全保障にとって重要である。インドシナは東南アジアの枢要な地域であり、差し迫る脅威にさらされている」。

（2）1950年5月 トルーマン政権、フランスのインドシナ戦争への軍事援助

を決定。54 財政年度にはフランスのインドシナ戦費の 78% を占めた。

- ① 「もう一つの朝鮮戦争」を抱え込む余裕のないワシントン。フランスによる「代理戦争」を支援。
- ② 支援のもう一つの理由—西ドイツの NATO 加盟に反対するフランス→フランスは、仏独伊、ベネルックス三国から成る欧州防衛共同体 (EDC) の創設を提唱→フランス議会は EDC 批准を拒否 (54 年 4 月)

### (3) 自由主義「帝国」の思惑と一連の重大決定

・1954 年 5 月 7 日 ディエンベンフーでの仏軍の大敗北、翌日からインドシナ休戦に関するジュネーヴ会議始まる

同年 6 月 12 日 ラニエル内閣に代わってマンデス=フランス内閣が成立。ジュネーヴ会議では、ヴェトナムの南北分断という形で交渉がまとまった。交渉に反対していたアメリカ政府は、フランスの対応とジュネーヴ協定の行方に強い懸念をいだいた。

・アメリカはインドシナ三国の防衛に全面的に乗り出すことを念頭に、一連の重大決定を行った (フランスのインドシナからの追放に向けたステップ)。

①54 年 8 月 22 日、フランス政府を介して行っていた経済・軍事援助をインドシナ三国への直接援助に切り替えた。

②10 月 3 日 ゴ・ジン・ジェム支援を約束、「コラボレーター」の育成に乗り出した。55 年 2 月 28 日、ダレス、ジェムと会談

③ヴェトナム国軍の再建に乗り出す。54 年 10 月、NSC はヴェトナム軍の訓練をアメリカ軍が担当する方針を決定。エリ=コリンズ協定 (54 年 12 月 13 日)。

(4) フランスの追放は、植民地主義的秩序に代わる自由主義的秩序の建設なしでは、インドシナを共産主義の脅威から守ることはできないとの判断。

①56 年 4 月 28 日、仏軍のヴェトナムからの完全撤退—「植民地主義の汚名からわれわれを切り離す」措置。

②54 年 10 月 26 日 ジェムによるヴェトナム共和国樹立宣言

③東南アジア条約機構 (SEATO) の創設—アメリカ単独介入の印象を薄めるために、集団的防衛の衣を着せる。

### (5) ケネディ政権とジェムの改革への抵抗

①ダレス「(彼らの)『国内政策の手法をいつも好むわけではない』。だが、彼らが安定を提供する限り・・・『彼らの問題に介入する』根拠はない」(1956 年)

②ジェム体制への不満が非共産主義者の間でも広まる (1955—57 年に 12,000 名の政治犯を殺害、行政部門をジェム一族で固めていた)

1960 年 4 月 18 名の著名な反共主義者がジェムへの失望を表明し、政治・経済・軍事などの分野での改革を要望

1960 年 11 月 軍の一部によるクーデタ未遂事件

1960年12月 南ヴェトナム解放民族戦線設立—反ジェム闘争の高まり

1961年2月 ジェム、政府権力の分散などの改革を発表。だが、実行されず。

③ネディ政権と「近代化」論—ヴェトナム問題の根本的解決は政治的・経済的方法によらなければならない。政治的安定のためには経済的安定が必要という観点から経済援助を実施。内戦は経済建設を困難にし、政治的不安定を招いた。その解決のためにジェムは反対派の弾圧を行い、さらなる国民の離反を招いた。

(i) 改革を迫るために経済・軍事援助の停止を検討。だが、この手法は共産主義との戦いを不利にするという懸念から実施を逡巡。

(ii) 行政派遣官派遣をめぐる交渉

61年10月 マックスウェル・テラー使節団のサイゴン派遣→米国人行政官派遣を勧告

同年11月18日 ジェム「ヴェトナムは保護国になるのを望まない」と米国提案に反発

同年12月 合意：だが、それはヴェトナム政府の「要請」を必要とし、「相互の合意によって、またこの合意をケース・バイ・ケースで実施する」となった。ヴェトナムの主権を尊重するという形をとる必要があった。

1963年5月 政府に抗議する仏教徒の弾圧→6月10日 仏教徒の焼身自殺→大規模な反政府デモに発展

1963年11月 軍のクーデタ、ジェム政権の打倒、ジェム暗殺

(iii) 改革が進まない中、ケネディ政権は60年代に入って、軍事的介入の度合いを強めていった（軍事顧問団員数の増大と軍事援助の増加）。「ケネディはついに一杯の酒を飲んでしまった」（ロイド・ガードナー）。「コラボレーター」としてジェムを支援していくというアメリカの目論見は失敗に終わった。

\*ジェム大統領もまた強烈なナショナリストであり、かならずしもアメリカに従順であったわけではない。そのためアメリカはジェムに代わる新たな、「コラボレーター」を探した。63年のジェム暗殺は南ヴェトナム政府がアメリカの傀儡だというイメージを強めることになり、これ以降、南ヴェトナムを安定的に統治する親米政権を育成することに失敗し続けた。

\*アメリカの期待に反して、民主化を推進するどころか、反政府勢力の弾圧を強め、民衆の離反と反発を招いた。その結果、ジェム政権の支持基盤は拡大せず、反政府勢力の影響力は増大していった。

\*反政府勢力が増大し、ジェム政権が不安定化するにしたがい、アメリカは軍事援助を増大させ、それでも政権が安定しなかったため、アメリカ自らが軍事

的に介入するにいたった。ジェム政権は、アメリカが「コラボレーター」の育成に失敗した事例。

## 5. 南アジアとアメリカ「帝国」の限界

(1) アメリカの抵抗支配の制約要因：インドの「中立主義」路線と冷戦の論理の相克+カシミール問題での印パ対立

(2) ネルー：植民地宗主国の価値観の受用、だが「コラボレーター」としての役割を演じたとまではいえない？

(3) トルーマン政権—低い南アジアへの関心

1947年CIA報告—アメリカの安全保障にとっての重要度（西ヨーロッパ、中東、極東・・・）インドとパキスタンは北アフリカの植民地地域と並んで一番低い位置づけ。

1947年8月末 カシミール紛争でのトルーマン政権：①南アジアはイギリスに第一義的責任がある。②オーバーコミットメントへの懸念

(4) アメリカの南アジア支配を困難にした要因

① カシミール紛争—インドとパキスタンのどちらに援助しても強い反発を招く状況。

② 米ソ対立の構図のもとでは、「弱者の恐喝」が可能

③ 冷戦の論理 v s 「中立主義」路線、中ソに関する脅威認識の違い、共産主義より植民地主義が脅威

(5) 1949年10月 ネルーの初訪米—「コラボレーター」よりも自主・自立 D. アチソン「これまでで、もっとも扱いにくい人物の一人であった」「ネルーと私は愉快的な人間関係をもてないように運命づけられていると確信した」

(5) 1950年6月 朝鮮戦争→米印関係は悪化

①北朝鮮の侵略を非難する国連安保理決議案には賛成。だが、戦争の拡大には反対。10月、中国参戦→1951年1月11日、米国は国連総会に非難決議案を提出。インドはこれに反対→アメリカ政府と米世論の反発。

②インドは台湾の中国返還、沖縄・小笠原の日本への帰属、米軍駐留の継続反対、対日講和条約締結後に日米安保条約を締結すべきだと主張し、51年9月からの対日講和会議には不参加を表明→米世論、議会の反発。

・インドの深刻な食糧難と経済危機：50年12月、200万トンの食糧支援を米国に打診、米議会のインドへの反発が強く、審議は難航。半年後の6月11日によりやく小麦貸付法案（1億9千万ドル）が議会を通過。

(6) 印パ対立とアメリカのディレンマ

1951年以降 緊密化する米パ関係—積極的な「コラボレーター」の役割を演じ



るパキスタン政府

1954年5月 米パ相互防衛援助条約締結

1954年9月 SEATO加盟

1954年10月 親米派のM. ボグラ首相とM. A. カーン陸軍総司令官の訪米、経済・軍事援助を取り付けた

① 中東におけるイギリス帝国支配の動揺→アメリカの中東防衛におけるパキスタンの重要性の高まり

② 親米政権の存在—共産主義の脅威を強調し、インドに対抗するため、アメリカとの関係強化を訴える。狙いは、積極的な「コラボレーター」役を演じることで、アメリカの経済・軍事援助を引き出すこと。

(7) インドの反発→中ソとの関係改善に乗り出す。

①ソ連との関係改善の動き

1952年2月 ソ連による大規模製鉄所（ビライ）建設で合意

1955年6月 ネルーのモスクワ訪問、印ソ共同声明（インドの平和五原則、55年5月のバンドン宣言の支持）

1955年11月と12月 N. A. ブルガーニン首相、N. フルシチョフ共産党第一書記のインド訪問、戦闘機売却の意思を表明、植民地主義非難、カシミール問題でのインドの立場への全面的支持の表明

②中国との関係改善の動き

1954年4月 チベットに関する通商・交通協定調印（前文：平和五原則→55年4月 バンドン十原則へ）

1954年6月 周恩来首相のインド訪問

同年10月 ネルーの北京訪問

↓

しかし56年11月のハンガリー動乱でのソ連による軍事弾圧、中印国境をめぐるいざこざ、チベット問題での中国の強圧的対応の影響を受けて、ネルーは「中立主義」路線の意義を再確認。

(8) アイゼンハワー政権下の米印関係

1956年3月 ダレスのインド訪問、ネルーは訪米を約束

同年10月 スエズ戦争 ネルー、英仏に対する米国の断固たる姿勢を評価

同年12月 ネルー訪米：アイク「異常な矛盾に満ちた人物」、だがネルーの関係改善の意図は理解

1957年1月10日 NSC 5701—インドへの経済・技術援助を勧告（ソ連の第三世界での平和攻勢に対抗、57年から開始される中国の第一次五ヵ年計画に対抗—インドを中国の経済発展モデルに対抗しうるモデルとして重視）

1957年初め インド、深刻な為替危機に直面、米政府は経済援助を検討するが、

議会の反発が根強く、58年1月、2億2500万ドルの借款とPL480計画にもとづく大規模食糧援助を発表。ネルーはこの援助に深い謝意を表明。

1959年12月 アイク、パキスタンに続いてインドを訪問。インドでは中国の侵略に対する印パ協調の可能性を打診したが、ネルーは「中立主義」の立場を崩さず。

#### (9) ケネディ政権のインド重視と拒否された「帝国」

##### ① ネデー政権のインド重視政策

・1961年春 62財政年度の対インド開発援助予算：5億ドル（インドを除く全世界向け援助総額は4億ドル、向こう2年間の対パ経済援助＝1億2500万ドル）

(i) 米ソ冷戦の主戦場は第三世界に移行したとの認識

(ii) 最大の脅威は中国：日本とインドは共産主義中国の対抗勢力として重要。

1961年11月 ネルー訪米：ヴェトナム、ベルリン、核軍縮をめぐって意見を異にした。東南アジアにおけるアメリカのリーダーシップを拒絶。カシミール問題でのインドの立場に固執。ケネディ「大失敗であった。・・・私が経験した国家元首の訪問の中でも最悪のものだった」。

##### ② ケネディ政権のディレンマ―カシミール問題での印パの対立

1959年3月 チベット暴動→中国による武力鎮圧→ダライ・ラマのインド亡命による中印関係の悪化

1959年夏 中印国境で警備隊同士の衝突事件

↓

インドへの武器売却はパキスタンの強い反発を招くとの懸念。問題を悪化させない方法は、カシミール問題の解決。ネルーは交渉の仲介を拒絶。

1962年5月 インド、ソ連製戦闘機ミグ21の購入を発表（アメリカがパキスタンにF104戦闘機12機を売却する決定を行ったことに対する対抗措置）

1962年10月20日 中印国境紛争の発生→英米共同で1億2000万ドルの緊急軍事援助を発表→ネルー、カシミール問題での交渉再開に同意→インドへの軍事援助にパキスタンが反発→パキスタンによる中国への接近(62年10月26日、Z. A. ブット外相の北京訪問、暫定的な国境画定協定に調印)

1963年8月11日 ネルー、カシミール問題での調停を拒否する書簡をケネディに送付。

#### (10) 「招かれた帝国」と米パ同盟の終焉

・ケネディ政権のインド重視姿勢に反発したパキスタンによる中ソへの接近

1961年初め パキスタン、ソ連から3000万ドルの借款を獲得

1962年2月 ブット外相の北京訪問

1963年8月 周恩来首相を国賓として招待すると決定

1965年2月 米国の反対を押し切って、周恩来のカラチ訪問を敢行→カーン大統領の中国訪問、カーンはアメリカのヴェトナム戦争拡大を公然と批判→アメリカ政府、3月に予定されていたカーンの訪米延期を発表。

1965年9月 パキスタン部隊がカシミール南部に進攻し、第二次印パ戦争が勃発→ワシントンの南アジア政策の再検討

1965年12月 カーン訪米、ジョンソン大統領は米パ同盟の終焉を通告

\*パキスタンは「コラボレーター」として、アメリカの冷戦政策を積極的に受け入れることで、アメリカから援助を引き出すことに成功。しかし、ケネディ政権のインド重視政策の下では中ソに接近、中ソからも援助を引き出した。パキスタンの親米政権は「コラボレーター」として、ある程度までアメリカを操作することが可能であった。米パ関係は「招き入れられた帝国」の事例。しかし、最終的には米パ同盟を解消するという結末を招いた。

\*他方、インドは「中立主義」路線を追求し、冷戦の論理とは距離を置いた。ネルーは「コラボレーター」としての役割を演じることを拒否した。

\*アメリカは印パ両国を「自由世界」の一員に組み入れようとして120億ドルの援助を投入した（アメリカの対外援助総額の3分の1）。にもかかわらず、南アジアでのアメリカの「帝国」支配は限界を露呈した。アメリカにとっての最大の敵は中ソであったが、印パにとっての最大の敵は印パであり、中ソではなかった。カシミール紛争を解決できない限り、アメリカはこのディレンマから脱却できず、「コラボレーター」の育成に失敗した。

#### 参考文献

拙論「アメリカのヘゲモニーとアジアの秩序形成、1945-1965年」渡辺昭一編『帝国の終焉とアメリカ』山川出版社、2006年、196-225頁。

拙論「アメリカのヘゲモニーとアジア秩序の再編、1945-54年」『北九州大学外国語学部紀要』、第120号（2007年9月）、85-126頁。

拙論「アメリカ『帝国』の形成と脱植民地化過程への対応」北川勝彦編著『脱植民地化とイギリス帝国』（イギリス帝国と20世紀第4巻）ミネルヴァ書房、2009年、111-152頁。

Schmitz, D.F., *Thank God They're on Our Side: The United States and Rightwing Dictatorships, 1921-1965*, Chapel Hill: U. of North Carolina Press, 1999.

Williams, W. A., *The Great Evasion: An Essay on the Contemporary Relevance of Karl Marx and on the Wisdom of Admitting the Heretic into the Dialogue about America's Future*, Chicago: Quadrangle Books, 1964.